



令和 6 年 10 月から 児童手当の制度が拡充されました

令和6年10月からの児童手当制度改正に伴い、児童手当の受給に必要な手続きをご案内します。詳細は、広報やはば7月号または町ホームページ (QR) で確認ください。
●問い合わせ こども家庭課 (019-611-2772)



【3/31 期限】児童手当改正に係る 手続き未完了の方へ

- 1 所得上限限度額超過により児童手当を受給していない方**
次の方は別途、令和6年9月に送付した案内をご確認ください。
●令和6年5月以降に児童手当新規認定請求し、所得審査により非該当となった方
●令和6年度児童手当現況届の所得審査により非該当となった方
- 2 高校生年代の子のみ養育している方**
- 3 現在児童手当を受給中で高校生年代の子と中学生以下の子を養育している方**
- 4 ①～③に該当または③以外の現在児童手当を受給している方で、大学生年代（22 歳到達最初の年度末までの子）*を含めて3人以上の子を養育している方**

*令和 6 年度は平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日に生まれた子
●施設設置者および里親の方は、個別に通知を送付しますのでご確認ください。

①および②に該当する方	●児童手当認定請求書 ●受給者となる方の名義の口座情報が分かる書類(通帳、キャッシュカードなどの㊟) ※振込先の口座をマイナンバーと紐づけした公金受取口座をご希望の場合は、通帳等の写しは不要です。 ●受給者となる方の保険証のコピー ※マイナンバーと紐づけし、保険証を返還してしまった場合は添付不要です。	
	●児童手当額改定認定請求書	
③に該当する方	●児童手当額改定認定請求書	
④について	①～③に該当する方	上記書類に加えて ●監護相当・生計費負担についての確認書
	③以外の現在児童手当を受給している方	●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費負担についての確認書

- 提出方法**
記入例を参考に必要事項を記入し、同封している返信用封筒で書類を返送してください。(切手不要)
案内がお手元にならない場合は必要書類をそろえ、こども家庭課窓口までお越しください。
- 提出期限**
令和7年3月31日(月) 必着
※上記期限までに書類を提出すると、令和6年10月分から遡及して児童手当が支給されます。

こちらもお読みください

- 対象要件について**
矢巾町に住民登録がある高校生年代以下の子がいる世帯へ、令和6年9月に申請案内を送付しています。手続きの必要がない方にも書類を送付しているため、①～④に該当するかどうかご確認の上、お手続きをお願いします。
- 公務員の方へ**
公務員の方は勤務先でのお手続きとなります。手続きなどの詳細は各勤務先でご確認ください。なお、公務員の方でも市町村から児童手当が支給される場合があります。申請先がわからない場合は、先に勤務先にお問い合わせください。
- 高校生年代の子について**
高校生年代の子のみを養育している方で、その子が矢巾町に住民登録をしていない場合は、町で確認できないため案内通知を個別送付していません。その場合はお手数ですが、こども家庭課までご連絡ください。追って案内通知を送付します。
- 案内、町HPをご覧ください**
案内に同封しているQ&Aや町ホームページをご確認の上、ご不明点は、こども家庭課までお問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当が増額します		
【金額はいずれも月額】	令和 6 年度まで	令和 7 年度（4 月～）
児童扶養手当 ＜本体額＞ ①全部支給 ②一部支給	①45,500円 ②10,740円～45,490円	①46,690円(+1,190円) ②46,680円～11,010円(+270円～1,190円)
児童扶養手当 ＜第2子以降加算額＞ ①全部支給 ②一部支給	①10,750円 ②5,380円～10,740円	①11,030円(+280円) ②5,520円～11,020円(+140円～280円)
特別児童扶養手当 1級・2級	1級 55,350円 2級 36,860円	1級 56,800円 2級 37,830円

【4/15 期限】 高校卒業程度以上の 子を養育している方へ

第3子以降の児童に関する児童手当の多子加算の対象が大学生年代の子から算定されることになったため、次に該当する世帯の方は手続きが必要な場合があります。該当する場合は期限までにお手続きください。

語句の解説（全て令和6年度の対象者）

高校卒業程度…平成18年4月2日～平成19年4月1日に生まれた子。
大学生年代…平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子。
22歳の年度末到達前に卒業を迎える子…平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子で、令和7年3月に卒業を迎える子。

●手続き ①または②に該当する方

① 高校卒業程度の児童を含め養育する子が3人以上となっている方で、令和7年4月1日以降も監護相当の世話およびその児童の生計費を負担する見込みの方。

たとえば…

高校3年生を含め3人以上の子を養育する世帯のうち、高校3年生の子が高校を卒業し、大学に進学後も父母が学費や食費を負担する見込みの家庭（金銭以外の食料品や生活必需品でも可）。

●提出書類

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・監護相当・生計費負担についての確認書

●提出方法

対象の子がいる世帯に対し、申請案内通知を送付します。記入例を参考に必要事項を記入し、同封している返信用封筒に書類を入れ、返送してください。（切手不要）

●期限

4月15日(火)必着

※上記期限を過ぎて提出された場合、4月分の児童手当に係る多子加算が適用されませんので、必ず期限内にご提出ください。

② 多子加算の算定対象である大学生年代の子のうち学生で、22歳の年度末到達前に卒業を迎える子を養育している方であり、令和7年4月1日以降も監護相当の世話およびその児童の生活費を負担する見込みの方。

たとえば…

大学生年代を含め3人以上の子を養育する世帯のうち、短期大学や専門学校に通う学生で22歳前に卒業を迎える子がおり、卒業後も父母が監護相当の世話および生計費を負担する見込みの家庭。

3 月は岩手県「こころに寄り添い いのちを守る いわて」月間 救える命がある～みんなでつなごう いのちと心の絆～

不安や悩みを気軽に相談・ 理解し合える社会へ

ストレス社会に加えて不安定な世界情勢、それに伴う物価高騰、さらには自然災害などにより、不安や悩みが増している人も少なくないと思います。そのような時だからこそ、身近な人と話をしたり、相談したり、心の不調について理解を深め支え合える地域づくりが大切です。

誰でもかかる可能性がある こころの病気【うつ病】

職場や家庭などで嫌なことや辛いことがあって、やる気が出ない、楽しくない、悲しいなどの気分が落ち込む「うつ」状態は誰にでもあることです。ただ、この状態が2週間以上続いたり、気分の落ち込みが日常生活に支障をきたすときは、「うつ病」を疑う必要があるかもしれません。

心の不調を感じたらまずは相談を

心の不調を感じたとき、1人で悩みを背負いこんでしまうと、抜け出せずに、どんどん負のサイクルに陥ってしまふことがあります。誰かに話すことで、気持ちが軽くなるとともに、解決の糸口を見つけることにつながるかもしれません。話す相手が思い付かない、誰に相談して良いのか分からないときには、相談窓口を利用しましょう。



※ご自身のこころの状況を知るため、QR からメンタルヘルスチェックをご体験ください。

うつ病のセルフチェック !! ☒ 最近こんなことが続いていませんか？

- ☐これまで楽しんでやれていたことが、楽しめなくなった
 - ☐以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる
 - ☐自分が役に立つ人間だと思えない
 - ☐わけもなく疲れたような感じがする
 - ☐毎日の生活に充実感がない
- 2つ以上に当てはまり、その状態が2週間以上続いている場合は要注意です。



参考：うつ対策推進方策マニュアル（厚生労働省地域におけるうつ対策検討会）

電話相談先	電話番号	相談日時
役場福祉課 「こころの健康相談」	019-611-2574	平日 午前8時30分～午後5時
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月～土 正午～午後9時 日曜 正午～午後6時
県央保健所 「こころの健康相談」	019-629-6574	平日 午前9時～午後4時30分
県精神保健福祉センター 「こころの電話相談」	019-622-6955	平日 午前9時～午後9時